

釧路工業高等専門学校ネーミングライツパートナー募集要項

釧路工業高等専門学校（以下「本校」という。）は法人等との連携を通じ、本校の教育研究環境の充実を図るため、本校施設のネーミングライツパートナーを募集します。

1. 募集種別

企画提案型とし、本校が別紙1で指定した施設等及び別紙1の施設等以外で申込者が希望する施設等（この場合、本校と応募前の事前調整が必要）のネーミングライツに関する愛称、サイン及び広告（愛称、企業名、商標名、企業ロゴ、シンボルマーク、企業広告及びPR等の表示）（以下「愛称等」という。）の提案を受けて候補者選考を実施し、契約締結します。なお、複数の施設等に応募することが可能ですが、応募状況及び公平性を踏まえ、その一部のみの選定となる場合があります（その場合、ネーミングライツ料の提案額が高額な応募施設等を優先的に選定）。

2. 募集概要

（1）契約条件

①ネーミングライツ料（年間契約額（税込））※提案は税別価格で行ってください。

- ・本校が指定した施設等については別紙1「ネーミングライツパートナー募集施設等一覧」に示す希望額（税別）によりますが、広告宣伝費相当額として適正な価格を見積りの上、提案してください。なお、希望額を下回る提案も可能ですが、高額の提案であるほど、選考の際に高く評価されます（2（8）参照）。

②契約期間

- ・原則2年以上5年以下（協議により5年まで更新可。6年目以降の契約の再応募可。）
- ・契約開始時期：契約締結後随時

（2）応募資格

次のいずれにも該当しない法人、法人以外の団体（以下「法人等」という。）若しくは法人等により構成された団体とします。

- ① 法令に違反している者
- ② 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下この号に同じ。）又はその構成員（暴力団の構成団体の構成員を含む。）若しくは暴力団の構成員でなくなった日から5年を経過しない者の統制下にある事業者
- ③ 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号）第2条に規定する営業を営む者及び当該営業に類する事業を行う者
- ④ 行政機関から行政指導を受け、改善がなされていないもの、あるいは、違又は不適当な行為により営業停止その他の処分を受けている期間中の事業者
- ⑤ 社会問題を起こしている事業者
- ⑥ 貸金業法（昭和58年法律第32号）第2条第1項の規定による貸金業を行う者（銀行法（昭和56年法律第59号）第2条第1項に規定する者を除く。）
- ⑦ 賭け事に係る業種に属する事業を行う者

- ⑧ 政治資金規正法（昭和23年法律第194号）第3条第1項に規定する政治団体又は政治団体と資本関係若しくは人的関係を有する者
- ⑨ 宗教法人法（昭和26年法律第126号）第2条に規定する宗教団体又は宗教団体と資本関係若しくは人的関係を有する者
- ⑩ インターネット異性紹介事業を利用して児童を誘引する行為の規制等に関する法律（平成15年法律第83号）第2条第3号に規定するインターネット異性紹介事業者
- ⑪ 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更生手続開始又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく更生手続開始の申立てをしているもの及び申立てがなされている事業者
- ⑫ 国税、地方税等を滞納している事業者
- ⑬ 本校から建設工事、物品の購入及び製造、役務その他の契約に関する取引停止、指名停止の措置を受けている期間中の事業者
- ⑭ 調査会社、探偵事務所等に関する事業を行う者
- ⑮ 銃砲刀剣類その他の危険物に関する事業を行う者
- ⑯ 連鎖販売取引、業務提供誘引販売取引又はこれに類する取引に関する事業を行う者
- ⑰ 前払式割賦販売等（許可業者を除く。）に関する事業を行う者
- ⑱ 医療行為に類似したサービス又は医療用器具に類似した商品に関する事業を行う者
- ⑲ 外国の政府、政府機関、地方公共団体又はこれらに準ずる団体（以下「外国政府等」という。）が出資する事業を行う者及び外国政府等との関連について疑念のある事業者
- ⑳ その他本校のネーミングライツパートナーとして、本校がふさわしくないと認める者

（3）命名権等の付与条件

愛称等は、本校の業務運営に支障を及ぼさず、教育施設にふさわしいものとする観点から、次に掲げるものは使用が制限されています。

愛称等は本校で審議の上、最終決定するほか、当該施設等の目的・用途等を勘案し、愛称等の変更を求める場合があります。

また、原則として契約期間中の愛称等の変更や本校規則で定められた名称の変更はできないほか、利用者の愛称使用を義務付けることはできません。

- ① 法令等に違反するもの又はその恐れのあるもの
- ② 公序良俗に反するもの又はその恐れのあるもの
- ③ 本校の名誉、信用又は品位を害する恐れのあるもの
- ④ 特定の政党又は政治団体の宣伝に関するもの
- ⑤ 宗教の宣伝又は布教活動に関するもの
- ⑥ 個人、団体又は組織等の名誉、信用、正当な権利又は財産等を損なう恐れのあるもの
- ⑦ 著作権、商標権その他の知的財産権を侵害するもの又はその恐れのあるもの
- ⑧ 青少年の健全な育成を阻害するもの又はその恐れのあるもの
- ⑨ 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号）第2条に規定する営業に関するもの
- ⑩ 貸金業法（昭和58年法律第32号）第2条に規定する貸金業に関するもの
- ⑪ 酒の広告や飲酒を促すもの
- ⑫ たばこの広告や喫煙を促すもの

- ⑬ 麻薬等違法薬物の名称又はそれを連想させるもの
- ⑭ 社会問題の主義及び主張に関するもの（いわゆる意見広告）
- ⑮ 個人、団体又は組織等の名刺広告に関するもの
- ⑯ 比較広告
- ⑰ 懸賞広告及びクーポン付き広告
- ⑱ 公衆に不快の念又は危害を与える恐れのあるもの
- ⑲ 人権を侵害するもの又はその恐れのあるもの
- ⑳ 詐欺的な取引その他正当な取引とは認められない取引に関するもの
- ㉑ 集团的又は常習的に暴力的不法行為等を行う恐れのある組織（いわゆる反社会的勢力）の利益になると認められるもの
- ㉒ 社会的批判を招く恐れのあるもの及び取扱商品等の性質上、消費者とのトラブルが想定されるもの
- ㉓ 内容又は責任の所在が不明確なもの
- ㉔ 虚偽若しくは事実と異なる内容を含み、又は事実を誤認させる恐れのあるもの
- ㉕ 個人名を冠したもの、「記念」「メモリアル」等寄附により付与された名称と混同の恐れのある語句及び社会通念上不適切と判断される語句を用いたもの
- ㉖ 良好な景観の形成又は風致の維持等を害する恐れのあるもの
- ㉗ その他表示する愛称として、本校が適当でないと認めるもの

（４）その他の特典・付帯条件等

ネーミングライツパートナーの特典は次のとおりです。なお、詳細については本校と事前協議が必要であるほか、特典等の権利を第三者への譲渡や転貸等することはできません。また、本校の要請により特典の内容が一部制限される場合があります。

- ① 愛称の設定の他、施設等への愛称等の設置
- ② 本校の広報紙や公式ウェブサイト等を通じた愛称の普及
- ③ ネーミングライツパートナーであることのPR（事前に本校の了承を得ることが必要）
- ④ 契約更新の優先交渉権（契約期間終了4ヶ月前までに本校指定書式により申入れが必要）
- ⑤ 応募時に要望・提案のあった特典・付帯条件のうち、本校が認めたもの

（５）愛称等の表示・使用等に伴う費用負担等

- ① 愛称等の設置・変更、維持管理に係る経費（通信費、光熱水料等を含む。）及び契約期間の満了及び命名権等の取消に伴う原状回復費用は、ネーミングライツパートナーがネーミングライツ料とは別に負担するものとします。
- ② 愛称等の設置にあたり、デザイン、寸法、材質、設置場所、設置日時等については本校と協議が必要です（協議により変更いただく場合があります。）。また、法令、条例等に基づく規制や施設構造により一定程度制限される場合があります（設置にあたり、自治体への設置申請等が必要となる場合があります。）。
- ③ 本校の広報誌や公式ウェブサイト等への愛称の掲載は本校の負担により行います。
- ④ 愛称等の使用開始日において、愛称等の一部設置が完了していない場合においても、契約期間の延長やネーミングライツ料の減額は行いません。

- ⑤ 愛称等が破損した場合、又はこれにより第三者に損害が生じた場合や対象施設等に付与した愛称等が第三者の商標権、著作権等を侵害した場合の損害賠償責任は、本校の責めに帰すべき事由がある場合及び火災、天災、その他不可抗力等、ネーミングライツパートナーの責めに帰することができない事由である場合を除き、ネーミングライツパートナーが負うものとします。
- ⑥ 愛称等は入学者選抜試験の実施等に伴い、ネーミングライツパートナーの許可なく一時的に非表示（はずす、移動、覆い隠す等）とする場合があります。

（６）募集期間

随時受付けています。

（７）提出書類・提出方法

次の書類をメール添付により提出（クラウドサービス上に提出種類の電子ファイルをアップロードし、URL 及びパスワードを本校にメール通知する方法含む。）してください。なお、次の書類以外に追加資料の提出を依頼する場合があります。

- ① ネーミングライツパートナー申込書（別紙２）（押印不要。応募施設等毎に作成）
- ② 会社概要（作成していない場合は会社案内パンフレット等）
- ③ 法人の登記事項証明書（謄本（履歴事項証明書）、３ヶ月以内発行）
- ④ 決算報告書（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書、キャッシュフロー計算書（作成している場合））及び事業報告書（いずれも直近３事業年度分）
- ⑤ 国税の納税証明書（その３）及び地方税の納税証明書（完納証明書）
- ⑥ サイン及び広告の原案図、設計図（応募施設等毎に作成）

※複数の施設等に応募する場合、②～⑤は２施設目以降、添付省略可

※④は金融庁「EDINET」又は自社 HP に公表されている場合、添付省略可

（８）ネーミングライツパートナー候補者の選考方法等

次の資格要件及び選考基準を基に釧路工業高等専門学校企画会議において応募内容を総合的に評価・選考（必要に応じヒアリングを実施）の上、申込受付後、１ヶ月以内を目途に選考結果を通知します。なお、選考基準を満たす提案がない場合は応募の多寡にかかわらず、候補者を選考しません。

資格要件及び選考基準

	選考項目	要件・基準
資格要件	応募の趣旨	・ 応募資格を満たしているか。 ・ 過去に重大な事故及び不誠実な行為を行っていないか。 ・ 経営基盤が安定しているか。
選考基準	愛称等	・ 親しみやすさ等、本校教職員、学生に受け入れられる提案か。 ・ 施設のイメージを損なわないか。 ・ 本校の業務運営に支障を及ぼさないか。 ・ 募集の趣旨に沿った提案か。

ネーミング ライツ料	・財政的な観点から高額な提案となっているか。
サイン、広 告の設置	・技術者教育に相応しい内容や工夫がなされているか。 ・教育環境に相応しい表示や内容となっているか。 ・サイン及び広告が適切に施工されるよう計画されているか。
契約期間	・愛称定着や本校教育支援の観点から期間が長い提案となっているか。
その他	・教育、研究等における本校との連携、本校への支援など、アピールポ イントはあるか。

3. 契約の締結・公表等

本校はネーミングライツパートナー候補者と協議の上、ネーミングライツに関する契約（別紙3参照）を締結し、契約締結後、愛称、ネーミングライツパートナー等を公表（各種媒体へのプレスリリース含む。）します。また、契約締結に伴い、テープカット等式典を執り行う予定です。

4. ネーミングライツ料

ネーミングライツ料は、毎年度、本校が発行する請求書により指定された期日（年度当初、年度途中に契約期間が開始する場合は契約期間当初、いずれの場合も請求書発行から30日以内）までに1年分を一括納入するものとします。ただし、年度途中に契約期間が開始又は終了する場合は、1年分の12分の1に契約月数（1ヶ月未満の日数がある場合はこれを1ヶ月とする。）を乗じた金額（千円未満四捨五入）とします。

5. 契約の解除

本校及びネーミングライツパートナーは、契約相手方が次のいずれかに該当する場合は、期間満了を待たずに契約を解除できるものとします。なお、契約解除に伴う原状回復に必要な費用はネーミングライツパートナーの負担とします。また、既納のネーミングライツ料は原則として返還しませんが、①②③の場合で本校の責めに帰すべき事由がある場合及び⑦⑧の場合は未履行分について日割により計算の上、返還します。

- ① 本契約の締結及び履行に際し、不正の行為を行ったとき。
- ② 正当な理由なく、本契約に定める義務を履行しないとき。
- ③ 本契約に定める条項に違反したとき。
- ④ ネーミングライツパートナーについて、法令違反等の不正行為、公序良俗に反する行為その他社会的信用を失墜する行為を行ったとき。
- ⑤ ネーミングライツパートナーが、ネーミングライツパートナー応募時の応募資格を満たさなくなったとき。
- ⑥ ネーミングライツパートナーの事情等により愛称等の維持が困難となったことにより、契約解除の申し出があったとき（1ヶ月以上前に申し出てください。）
- ⑦ 本校が実施する改修工事等により、愛称等の維持が困難となったとき。
- ⑧ 災害により、愛称等の維持が困難となったとき。

6. その他留意事項

- ①申込みに要する経費等は、全て申込者の負担とします。
- ②提出された書類（電子ファイル、以下同様。）は、返却しません。
- ③提出された書類は、必要に応じ複製し編集（ファイル結合、頁番号等テキスト情報付加、ハイライト等強調処理）の上、印刷する場合があります。
- ④提出された書類は、独立行政法人等の保有する情報の公開に関する法律（平成13年 法律第140号）等の法令の規定又は捜査機関の開示要請に基づき開示する場合があります。

7. お問い合わせ先及び申込書の提出先

（独）国立高等専門学校機構釧路工業高等専門学校総務課経理係

〒084-0916 北海道釧路市大楽毛西2丁目32番1号

TEL：0154-57-7210

E-mail①：z-hosa「@」office.kushiro-ct.ac.jp

E-mail②：keiri「@」office.kushiro-ct.ac.jp

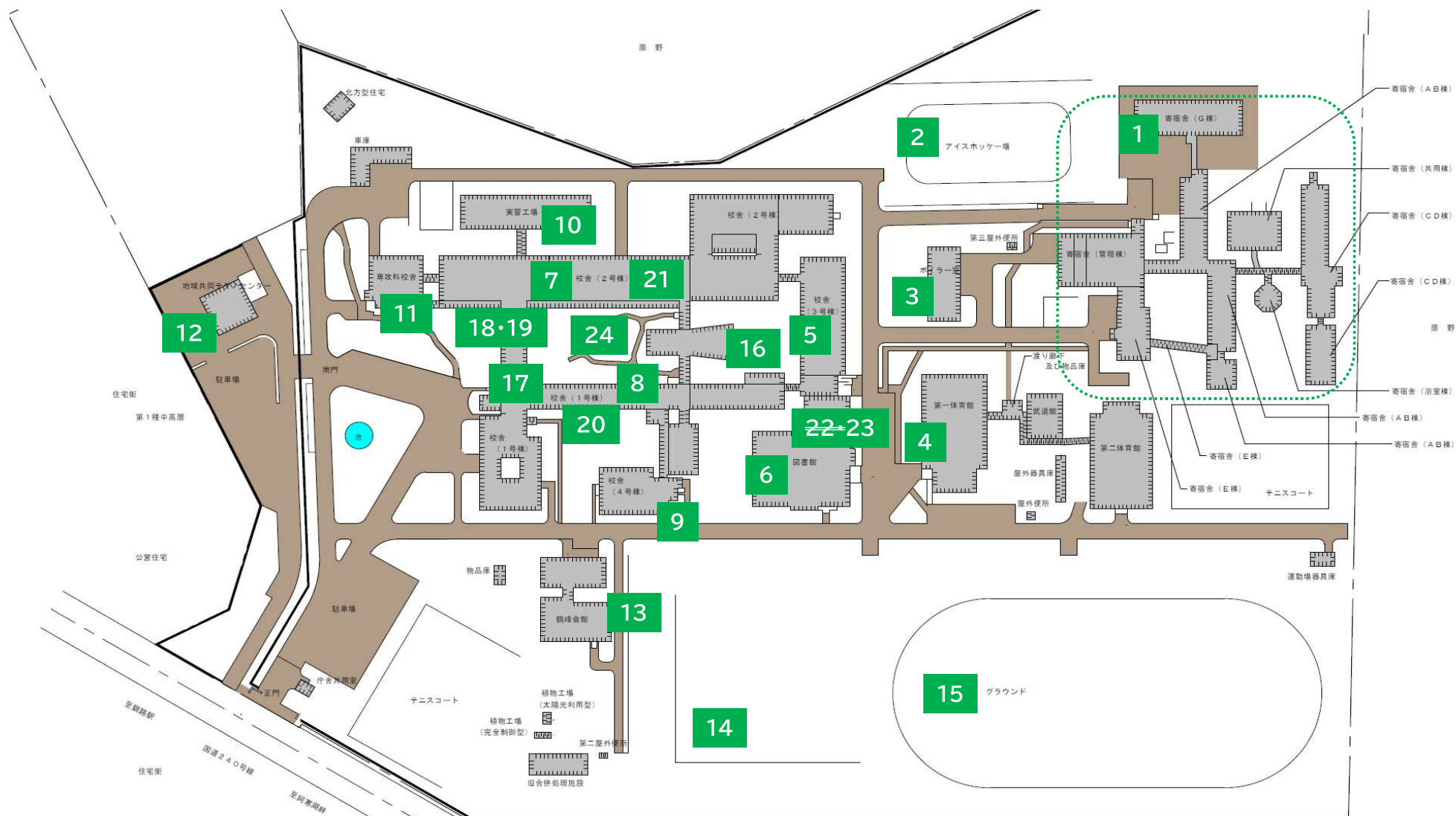
※本件のお問合せ・書類提出は①②の両方にメール送信（「」は削除）をお願いします。

※本件に関する施設見学はメールでお申込ください。

ネーミングライツパートナー募集施設等一覧

整理 番号	施設等名称	延床面積 (㎡)	年間延利用 回数(回)	希望ネーミングライツ 料(円・年額・税別)	頁
1	鶴翔寮(A～G各棟のネーミング一式)	8,550	102,000	600,000	9
2	アイスホッケー場	2,730	2,000	200,000	9
3	ボイラー室	337	—	300,000	10
4	第一体育館	996	17,000	600,000	10
5	3号棟	2,241	21,000	600,000	11
6	図書館	1,609	26,000	450,000	11
7	2号棟	7,706	22,000	600,000	12
8	1号棟	4,955	29,000	600,000	12
9	4号棟	1,780	59,000	600,000	13
10	実習工場	624	3,000	300,000	13
11	専攻科棟	1,188	11,000	450,000	14
12	地域共同テクノセンター	424	6,000	300,000	14
13	鶴峰会館(福利施設)	1,039	19,000	300,000	15
14	野球場	9,729	7,000	200,000	15
15	サッカー場・陸上競技場	18,201	15,000	200,000	16
16	大講義室	188	23,000	300,000	16
17	玄関ホール	24	66,000	250,000	17
18	創造ラボ室A	112	6,000	200,000	17
19	創造ラボ室C	84	2,000	200,000	18
20	創造ラボ室D	56	1,000	200,000	18
21	選択教室1	72	2,000	200,000	19
22	選択教室2 募集中止	78	2,000	200,000	19
23	大ゼミナール室	120	2,000	250,000	20
24	中庭	1,504	—	200,000	20
25	上記以外で申込者が希望する施設等(事前相談ください。)	—	—	—	—

ネーミングライツパートナー募集施設等配置図



整理番号	施設等名称		棟名・階 / 構造
1	鶴翔寮（A～G各棟のネーミング式）		鉄筋コンクリート造・3階建
延床面積	年間稼働日数	年間延利用回数 （人数×日数）	希望ネーミングライツ 料（年額・税別）
8,550 m ²	270 日	102,000 回	600,000 円
施設等の様子			施設等概要・利用実績
    			親元から離れて暮らす、5学年380名（全学生の52%）の学生が共同生活を送っています。G棟は令和7年度に新営されました。A～Gの各棟毎のネーミングをお願いいたします。

*建物の場合は、契約期間中に建物内の各施設のネーミングライツパートナーを別途募集する場合があります。

整理番号	施設等名称		棟名・階 / 構造
2	アイスホッケー場		鉄骨造
延床面積	年間稼働日数	年間延利用回数 （人数×日数）	希望ネーミングライツ 料（年額・税別）
2,730 m ²	90 日	2,000 回	200,000 円
施設等の様子			施設等概要・利用実績
    			「釧路らしさ」の象徴であり、冬季の授業で利用されるほか、学生の課外活動の場として学生から親しまれている施設です。周辺の通りからも目立つ構造物で本校のランドマークの一つです。

*建物の場合は、契約期間中に建物内の各施設のネーミングライツパートナーを別途募集する場合があります。

整理番号	施設等名称		棟名・階 / 構造
3	ボイラー室		鉄筋コンクリート造・1階建
延床面積	年間稼働日数	年間延利用回数 (人数×日数)	希望ネーミングライツ 料(年額・税別)
337 m ²	320 日	— 回	300,000 円
施設等の様子			施設等概要・利用実績
			学生寮（鶴翔寮）から校舎への通学途中に設置されている建物で学生の認知度の高い建物です。

*建物の場合は、契約期間中に建物内の各施設のネーミングライツパートナーを別途募集する場合があります。

整理番号	施設等名称		棟名・階 / 構造
4	第一体育館		鉄骨造・1階建
延床面積	年間稼働日数	年間延利用回数 (人数×日数)	希望ネーミングライツ 料(年額・税別)
996 m ²	250 日	17,000 回	600,000 円
施設等の様子			施設等概要・利用実績
			令和7年度に改修されており、体育の授業、課外活動で利用されるほか、式典（入学式、卒業式）、イベント（企業セミナー、スポーツの試合）で利用されています。

*建物の場合は、契約期間中に建物内の各施設のネーミングライツパートナーを別途募集する場合があります。

整理番号	施設等名称		棟名・階 / 構造
5	3号棟		鉄筋コンクリート造・3階建
延床面積	年間稼働日数	年間延利用回数 (人数×日数)	希望ネーミングライツ 料(年額・税別)
2,241㎡	190日	21,000回	600,000円
施設等の様子			施設等概要・利用実績
  			令和5年度に改修された建物で教室、教員室、研究室、演習室のほか、各階に共有スペースのKOSENコモンズが配置されています。
  			

*建物の場合は、契約期間中に建物内の各施設のネーミングライツパートナーを別途募集する場合があります。

整理番号	施設等名称			棟名・階 / 構造
6	図書館			鉄筋コンクリート造・2階建
延床面積	年間稼働日数	年間延利用回数 (人数×日数)	希望ネーミングライツ 料(年額・税別)	
1,609 m ²	280 日	26,000 回	450,000 円	
施設等の様子				施設等概要・利用実績
  				図書館は12万冊以上の蔵書・雑誌・映像資料を有しており、学外者の利用も多い施設です。併設のホールは学生が授業の空き時間に利用できる自学自習と憩いスペースとなっています。
  				

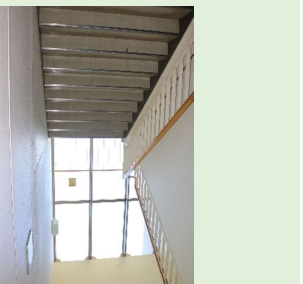
*建物の場合は、契約期間中に建物内の各施設のネーミングライツパートナーを別途募集する場合があります。

整理番号	施設等名称		棟名・階 / 構造
7	2号棟		鉄筋コンクリート造・3階建
延床面積	年間稼働日数	年間延利用回数 (人数×日数)	希望ネーミングライツ 料(年額・税別)
7,706 m ²	190 日	22,000 回	600,000 円
施設等の様子			施設等概要・利用実績
  			学生寮以外では本校で最も広い面積を誇る建物です。教室、教員室、各専門分野の研究室、実験室、演習室、ゼミ室が配置されています。周辺の通りからも目立つ建物で本校のランドマークの一つです。
  			

*建物の場合は、契約期間中に建物内の各施設のネーミングライツパートナーを別途募集する場合があります。

整理番号	施設等名称		棟名・階 / 構造
8	1号棟		鉄筋コンクリート造・2階建
延床面積	年間稼働日数	年間延利用回数 (人数×日数)	希望ネーミングライツ 料(年額・税別)
4,955 m ²	190 日	29,000 回	600,000 円
施設等の様子			施設等概要・利用実績
			本校の中心に位置する文字通り中心的な建物の一つで、教室、実験室、教員室が配置されています。
			

*建物の場合は、契約期間中に建物内の各施設のネーミングライツパートナーを別途募集する場合があります。

整理番号	施設等名称		棟名・階 / 構造
9	4号棟		鉄筋コンクリート造・4階建
延床面積	年間稼働日数	年間延利用回数 (人数×日数)	希望ネーミングライツ 料(年額・税別)
1,780 m ²	190 日	59,000 回	600,000 円
施設等の様子			施設等概要・利用実績
     			本校で最も高い建物で周辺からも目立つランドマーク的存在で、教室、各種演習室が配置されています。福利施設内の食堂に近く、学生の通行量が多い建物です。

*建物の場合は、契約期間中に建物内の各施設のネーミングライツパートナーを別途募集する場合があります。

整理番号	施設等名称		棟名・階 / 構造
10	実習工場		鉄筋コンクリート造・1階建
延床面積	年間稼働日数	年間延利用回数 (人数×日数)	希望ネーミングライツ 料(年額・税別)
624 m ²	190 日	3,000 回	300,000 円
施設等の様子			施設等概要・利用実績
     			実践的技術者の育成を目的として、各種加工機器が設置されており、実験、実習、卒業研究、課外活動などに幅広く活用されています。

*建物の場合は、契約期間中に建物内の各施設のネーミングライツパートナーを別途募集する場合があります。

整理番号	施設等名称		棟名・階 / 構造
11	専攻科棟		鉄筋コンクリート造・3階建
延床面積	年間稼働日数	年間延利用回数 (人数×日数)	希望ネーミングライツ 料(年額・税別)
1,188 m ²	190 日	11,000 回	450,000 円
施設等の様子			施設等概要・利用実績
    			5年間の教育課程を終了した学生が入学する専攻科の教育棟で実験室、演習室、ゼミ室等が配置されています。

*建物の場合は、契約期間中に建物内の各施設のネーミングライツパートナーを別途募集する場合があります。

整理番号	施設等名称		棟名・階 / 構造
12	地域共同テクノセンター		鉄筋コンクリート造・2階建
延床面積	年間稼働日数	年間延利用回数 (人数×日数)	希望ネーミングライツ 料(年額・税別)
424 m ²	190 日	6,000 回	300,000 円
施設等の様子			施設等概要・利用実績
    			大型の分析装置が設置されており、地域の企業や外部研究機関との共同研究推進の場となっています。周辺にバス停留所や学生駐車場があり、学生の認知度が高い建物です。

*建物の場合は、契約期間中に建物内の各施設のネーミングライツパートナーを別途募集する場合があります。

整理番号	施設等名称		棟名・階 / 構造
13	鶴峰会館（福利施設）		鉄筋コンクリート造・2階建
延床面積	年間稼働日数	年間延利用回数 （人数×日数）	希望ネーミングライツ 料（年額・税別）
1,039 m ²	190 日	19,000 回	300,000 円
施設等の様子			施設等概要・利用実績
  			食堂、売店、休憩スペースの他、課外活動の合宿スペースを併設した福利施設です。
  			

*建物の場合は、契約期間中に建物内の各施設のネーミングライツパートナーを別途募集する場合があります。

整理番号	施設等名称		棟名・階 / 構造
14	野球場		—
延床面積	年間稼働日数	年間延利用回数 (人数×日数)	希望ネーミングライツ 料(年額・税別)
9,729 m ²	250 日	7,000 回	200,000 円
施設等の様子			施設等概要・利用実績
  			いうまでもなく、野球部の活動拠点です。周辺の通りに面しており、広告宣伝効果が期待できる施設となっています。

*建物の場合は、契約期間中に建物内の各施設のネーミングライツパートナーを別途募集する場合があります。

整理番号	施設等名称		棟名・階 / 構造
15	サッカー場・陸上競技場		—
延床面積	年間稼働日数	年間延利用回数 (人数×日数)	希望ネーミングライツ 料(年額・税別)
18,201 m ²	250 日	15,000 回	200,000 円
施設等の様子			施設等概要・利用実績
			体育の授業で使用されるほか、サッカー部、陸上競技部が活動の場となっています。周辺の通りに面しており、広告宣伝効果が期待できる施設となっております。

*建物の場合は、契約期間中に建物内の各施設のネーミングライツパートナーを別途募集する場合があります。

整理番号	施設等名称		棟名・階 / 構造
16	大講義室		1号棟・1階
延床面積	年間稼働日数	年間延利用回数 (人数×日数)	希望ネーミングライツ 料(年額・税別)
188 m ²	190 日	23,000 回	300,000 円
施設等の様子			施設等概要・利用実績
			複数クラスに開講される授業の教室、会議、イベント会場として利用されています。

*建物の場合は、契約期間中に建物内の各施設のネーミングライツパートナーを別途募集する場合があります。

整理番号	施設等名称		棟名・階 / 構造
17	玄関ホール		1号棟・1階
延床面積	年間稼働日数	年間延利用回数 (人数×日数)	希望ネーミングライツ 料(年額・税別)
24 m ²	190 日	66,000 回	250,000 円
施設等の様子			施設等概要・利用実績
			教職員、学生が毎日の通勤・通学時に利用する出入口となっています。

*建物の場合は、契約期間中に建物内の各施設のネーミングライツパートナーを別途募集する場合があります。

整理番号	施設等名称		棟名・階 / 構造
18	創造ラボ室 A		1号棟・2階
延床面積	年間稼働日数	年間延利用回数 (人数×日数)	希望ネーミングライツ 料(年額・税別)
112 m ²	190 日	6,000 回	200,000 円
施設等の様子			施設等概要・利用実績
			一般科目及び専門科目のうち複数クラス合同で行われる授業の教室として利用されています。

*建物の場合は、契約期間中に建物内の各施設のネーミングライツパートナーを別途募集する場合があります。

整理番号	施設等名称		棟名・階 / 構造
19	創造ラボ室C		1号棟・2階
延床面積	年間稼働日数	年間延利用回数 (人数×日数)	希望ネーミングライツ 料(年額・税別)
84 m ²	190 日	2,000 回	200,000 円
施設等の様子			施設等概要・利用実績
			一般科目及び専門科目のうち複数クラス合同で行われる授業の教室として利用されています。

*建物の場合は、契約期間中に建物内の各施設のネーミングライツパートナーを別途募集する場合があります。

整理番号	施設等名称		棟名・階 / 構造
20	創造ラボ室D		1号棟・2階
延床面積	年間稼働日数	年間延利用回数 (人数×日数)	希望ネーミングライツ 料(年額・税別)
56 m ²	190 日	1,000 回	200,000 円
施設等の様子			施設等概要・利用実績
			一般科目及び専門科目のうち複数クラス合同で行われる授業の教室として利用されています。

*建物の場合は、契約期間中に建物内の各施設のネーミングライツパートナーを別途募集する場合があります。

整理番号	施設等名称		棟名・階 / 構造
21	選択教室 1		2号棟・2階
延床面積	年間稼働日数	年間延利用回数 (人数×日数)	希望ネーミングライツ 料(年額・税別)
72 m ²	190 日	2,000 回	200,000 円
施設等の様子			施設等概要・利用実績
			複数クラス合同で行われる語学・文系科目・理系科目等の選択科目の教室として利用されています。

*建物の場合は、契約期間中に建物内の各施設のネーミングライツパートナーを別途募集する場合があります。

整理番号	施設等名称		棟名・階 / 構造
22	選択教室 2		図書館・1階
延床面積	年間稼働日数	年間延利用回数 (人数×日数)	希望ネーミングライツ 料(年額・税別)
78 m ²	190 日	2,000 回	200,000 円
施設等の様子			施設等概要・利用実績
			複数クラス合同で行われる語学・文系科目等の選択科目の教室として利用されています。

*建物の場合は、契約期間中に建物内の各施設のネーミングライツパートナーを別途募集する場合があります。

整理番号	施設等名称		棟名・階 / 構造
23	大ゼミナール室		図書館・2階
延床面積	年間稼働日数	年間延利用回数 (人数×日数)	希望ネーミングライツ 料(年額・税別)
120 m ²	190 日	2,000 回	250,000 円
施設等の様子			施設等概要・利用実績
			主に音楽など芸術科目の教室として利用される他、イベント会場として利用されることがあります。

*建物の場合は、契約期間中に建物内の各施設のネーミングライツパートナーを別途募集する場合があります。

整理番号	施設等名称		棟名・階 / 構造
24	中庭		—
延床面積	年間稼働日数	年間延利用回数 (人数×日数)	希望ネーミングライツ 料(年額・税別)
1,504 m ²	— 日	— 回	200,000 円
施設等の様子			施設等概要・利用実績
			休憩時間の息抜きスペースや小さなイベントスペースとしての利用拡大に向けて準備中の施設です。

*建物の場合は、契約期間中に建物内の各施設のネーミングライツパートナーを別途募集する場合があります。

年 月 日

独立行政法人国立高等専門学校機構
釧路工業高等専門学校長 殿

申込者
住 所
法人等名
代 表 者（役職・氏名）

ネーミングライツパートナー申込書

貴校ネーミングライツパートナー募集要項に基づき、関係書類を添えて下記のとおり申込みます。

なお、本申込内容が事実と相違ないこと及び募集要項に示された応募者の不適格要件に該当しないことを誓約します。

記

希望対象施設	※募集要項 別紙 1 の施設等名又は別紙 1 以外の希望場所（要事前相談）を記載		
応募理由	※次の内容を記載（スペースが不足する場合は「別紙のとおり」とし、別紙に記載） ・貴社の事業内容や今後の方向性 ・本校のネーミングライツパートナーとなる目的 （教育研究環境の向上に資すると考える点など） ・対象施設を希望する理由		
愛称案			
愛称設定理由	※スペースが不足する場合は「別紙のとおり」とし、別紙に記載		
希望料金	円 （年額／税別）		
希望契約期間	年 月 日から 年 月 日まで		
その他希望事項 付帯事項	※スペースが不足する場合は「別紙のとおり」とし、別紙に記載		
担 当 者 連 絡 先	部 署 名		
	職 名 ・ 氏 名		
	T E L		
	メールアドレス		

【添付書類（電子ファイル）】

- ① ネーミングライツパートナー申込書（本書。押印不要。応募施設等毎に作成）
- ② 会社概要（作成していない場合は会社案内パンフレット等）
- ③ 法人の登記事項証明書（謄本（履歴事項証明書）、3ヶ月以内発行）
- ④ 決算報告書及び事業報告書（いずれも直近3事業年度分）
- ⑤ 国税の納税証明書（その3）及び地方税の納税証明書（完納証明書）
- ⑥ サイン及び広告の原案図、設計図（応募施設等毎に作成）

※複数の施設等に応募する場合、②～⑤は2施設目以降、添付省略可

※④は金融庁「EDINET」又は自社HPに公表されている場合、添付省略可（上表「その他」欄にその旨付記）

本書は電子ファイル（pdf ファイル）で提出してください。

ネーミングライツに関する契約書（案）

独立行政法人国立高等専門学校機構釧路工業高等専門学校（以下「甲」という。）と〇〇〇〇（以下「乙」という。）は、甲が所有する施設又はその他財産に命名権の付与する権利の付与に関して、以下のとおり契約を締結する。

（目的）

第1条 本契約は、次条以下に定めるネーミングライツについて、基本的な事項を定め、円滑な遂行を図ることを目的とする。

（ネーミングライツ）

第2条 甲は乙に対し、本契約に定めるところにより、甲が所有する施設又はその他財産（以下、「対象財産」という。）に、愛称、企業名、商標名、企業ロゴ、シンボルマーク、企業広告及びPR等の表示（以下、総称して「愛称等」という。）を付与することができる権利（以下「ネーミングライツ」という。）を付与する。

（ネーミングライツの愛称）

第3条 本契約に基づき、甲が乙に付与するネーミングライツは、次の財産を対象とするものとする。

対象財産名：〇〇〇〇（所在地：釧路工業高等専門学校〇〇〇〇棟）

2 対象財産の名称に関して付与する愛称（以下、「愛称」という。）は、次のとおりとする。

日本語表記 〇〇〇〇

アルファベット表記 〇〇〇〇

3 甲は、甲の定める規則等及び組織内部における文書の記載等において正式名称を使用する場合を除き、前項の愛称を使用し、当該愛称の定着に最大限努力するものとする。

4 本契約の有効期間中において、乙は、原則として第2項で定めた愛称等を変更することができない。

（契約の有効期間及び愛称等の使用期間）

第4条 本契約の有効期間及び愛称等の使用期間は、令和〇年〇月〇日から令和〇年〇月〇日までとする。

2 前項の規定にかかわらず、本契約が前項の契約期間途中で終了した場合は、愛称等の使用についても同時に終了する。

（愛称等の表示）

第5条 甲は甲が設置した対象財産の既存の名称表示について、乙が愛称等を表示することを了承する。

2 前項に定める愛称等の表示の具体的なサイズ、色彩、設置箇所及び設置方法等については、

甲乙協議の上、決定するものとする。

3 第1項に定める愛称等の設置は乙が実施するものとし、その費用は乙が負担するものとする。

4 第1項に定める愛称等の所有権は、甲に帰属するものとする。

(愛称等のサイン等の管理)

第6条 愛称等のサイン及び広告の修繕、維持管理等に要する費用については、乙が負担する。

2 前項の他、愛称等のサイン及び広告により第三者に損害が生じた場合の責任は、乙の負担とする。ただし、本校の責めに帰すべき事由がある損害及び火災、天災、その他不可抗力など、乙の責めに帰すことができない事由によって生じた損害については、この限りでない。

(その他の特典、付帯条件等)

第7条 甲は甲乙協議の上、乙に対し、次の各号に掲げる特典を付与する。

一 甲は本校の広報紙やホームページを通じて、愛称等の普及と定着に努力する。

二 乙は対象財産のネーミングライツを付与されていることを、乙の管理する媒体やその他の媒体（ホームページ、出版物等）で表示することができる。

三 前号の場合、甲は乙に対し、愛称等並びに対象財産の動画及び静止画を使用することを認めるものとする。ただし、乙は対象財産の動画または静止画を使用する際には、事前に文書により甲の了解を得なければならない。

四 前各号に定めるもののほか、乙が応募時に提案した条件については、甲が書面により許可した場合に限り、これを認める。

2 前項各号に定める特典等の権利は、第三者への譲渡や転貸等はいできない。

(ネーミングライツ料)

第8条 本契約に基づくネーミングライツ料は、年〇〇〇〇〇〇〇 円（うち消費税額及び地方消費税額〇〇〇〇〇円）とする。ただし、令和〇年度は令和〇年〇月〇日を起算日とし、年〇〇〇〇〇〇〇円（うち消費税額及び地方消費税額〇〇〇〇〇 円）、令和〇年度は令和〇年〇月〇日を満了日として、年〇〇〇〇〇〇〇円（うち消費税額及び地方消費税額〇〇〇〇〇 円）とする。

2 乙は前項に定めるネーミングライツ料について、甲の発する請求書により、甲の定める納入期限までに納入しなければならない。

3 乙が所定の納入期限までに納入しない場合は、乙は甲に、指定した納入期限の翌日から甲が収納した日までの期間の日数に応じ、その未納額に年5%の割合で計算した金額を延滞金として支払わなければならない。

(権利義務の譲渡の禁止)

第9条 乙は、本契約により生じる権利及び義務について、第三者に譲渡し、若しくは承継させ、又は担保に供してはならない。

(契約の期間満了及び更新)

第10条 乙は、本契約の更新を希望するときは、本契約の期間満了の4か月前までに甲が指定する書類を添えて書面によりその旨を甲に通知するものとする。

2 前項に定める通知を甲が受領したときは、本契約の目的と同目的の新たな契約について、経済事情等諸般の事情を考慮し、甲乙協議するものとする。

3 第1項に定める通知がない場合又は前項に定める協議が整わない場合、本契約は第4条第1項に定める期間の末日をもって終了する。

4 前項の規定に基づき本契約を終了する場合、乙は第4条第1項に定める期間の末日までに、サイン及び広告を撤去し、その費用は乙が負担し、原状回復するものとする。

5 前項のサイン及び広告の撤去及び原状回復を乙が行わないときは、甲がサイン及び広告を撤去し、その費用の全額を乙に請求することを乙はあらかじめ承諾する。この場合において、乙は直ちにその費用を甲に支払わなければならない。

(契約の解除)

第11条 甲及び乙は、本契約の相手方につき、次のいずれかの事実が生じた場合は、第4条第1項に定める契約期間中であっても、何らの催告をすることなく、直ちに本契約を解除することができる。

一 本契約の締結及び履行に際し、不正の行為を行ったとき。

二 正当な理由なく、本契約に定める義務を履行しないとき。

三 本契約に定める条項に違反したとき。

四 乙について、法令違反等の不正行為、公序良俗に反する行為その他社会的信用を失墜する行為を行ったとき。

五 乙がネーミングライツパートナー応募時の応募資格を満たさなくなったとき。

六 乙の事情等により愛称等の維持が困難となったとき。

七 甲が実施する改修工事等により、愛称等の維持が困難となったとき。

八 災害により愛称等の維持が困難となったとき。

2 乙が前項第六号により、本契約を解除するときは、1か月前までに、甲に申し入れるものとする。

3 甲が前項第七号により、本契約を解除するときは、1か月前までに、乙に申し入れるものとする。

4 前項各号に定める契約解除が行われた場合のサイン、看板等の撤去については、前条第4項及び5項の規定を準用する。

(ネーミングライツ料の返還)

第12条 乙の責めに帰すべき事由により、本契約が解除された場合、甲は乙が既に支払ったネーミングライツ料を返還しないものとする。

2 甲の責めに帰すべき事由又は双方の責めに帰することができない事由により、本契約が解除された場合、甲は、既に支払われたネーミングライツ料のうち未履行分について、日割りにより

計算の上、乙に速やかに返還するものとする。

(契約の変更)

第 13 条 甲及び乙は第 4 条第 1 項の契約期間中、重大な事情の変化が生じた場合は、相手方に対して当該事情を通知の上、甲乙誠実に協議の上、本契約内容を変更することができる。

2 甲及び乙は災害その他やむを得ない理由により、本契約の履行に支障があると判断した場合は、相手方と協議の上、契約内容を変更することができる。

(知的財産権)

第 14 条 乙が本契約における愛称等に関して知的財産権（知的財産基本法（平成 14 年法律第 122 号）第 2 条第 2 項に規定する権利をいう。）を取得した場合には、乙は、甲がこれを対象財産の使用または甲の通常の事業に必要な範囲で、無償で使用することを認める。

2 前項に定める以外の知的財産権の無償使用に関する具体的な条件については、甲乙協議の上、別途定める。

3 愛称等が第三者の商標権、著作権、パブリシティ権、キャラクター権等の知的財産権を侵害する場合は、乙は自己の責任と費用においてこれを解決しなければならない。

4 愛称等のサイン及び広告に基づき、又はこれに関連して第三者との間で紛争が生じた場合は、乙は自己の責任と費用においてこれを解決しなければならない。

5 前 2 項の規定にかかわらず、甲が第三者に対し金員の支払いを余儀なくされたときは、乙は甲に対し、これに要した金員その他甲が要した費用（弁護士費用を含む）を直ちに支払わなければならない。

(損害賠償)

第 15 条 甲及び乙は、その責めに帰することができない事由による場合を除き、本契約を履行しないため又は履行に瑕疵があり、相手方に損害を与えたときは、その損害を賠償しなければならない。

(秘密の保持)

第 16 条 甲及び乙は業務の実施に関し相手方から秘密である旨明示して開示された情報（以下、「秘密情報」という。）を他者に漏らしてはならない。

2 前項の規定は、本契約の終了又は解除の後も秘密情報を保有する限り効力を有する。

(管轄裁判所)

第 17 条 本契約に関する訴えは甲の所在地にある釧路地方裁判所の管轄に属する。

(疑義等に関する協議)

第 18 条 本契約の内容に関し、本契約に定めがない事項又は疑義が生じた場合は、甲乙協議の上、解決するものとする。

本契約の締結を証するため、本書2通を作成し、双方記名押印の上、各1通を保有するものとする。

令和○年○月○日

甲 釧路市大楽毛西2丁目3番1号
独立行政法人国立高等専門学校機構
釧路工業高等専門学校
契約担当役 事務部長
○ ○ ○ ○

乙 ○○○○○○○○○○○
○○○○○○○○○○
○ ○ ○ ○